

中小企業省力化投資補助事業 省力化製品販売事業者登録要領の一部を改訂する省力化製品販売事業者登録要領新旧対照表（傍線部分は改訂部分）

中小企業省力化投資補助事業 省力化製品販売事業者登録要領

改訂後	現行
1. 本事業の概要	1. 事業概要
1-1 本事業の目的	1-1 事業目的
1-2 定義	1-2 定義
<p>(1) カタログ</p> <p>「カタログ」とは、本事業においては、中小企業等が簡易・迅速に導入できる汎用製品であって、従前と同等又はそれ以上の付加価値を産出するため投入する労働量を減少させることで人手不足の解消の効果をもたらす製品を、あらかじめ補助の対象として登録した製品のリストを指す。カタログは中小企業省力化投資補助金事務局（以下「事務局」という。）のホームページ等で公開されるものとする。</p> <p>(2) 製品カテゴリ</p> <p>「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され類似の効能を発揮する製品でありその動作原理、外観、規模等において大きな差の無いものを総称するための分類を指す。</p> <p><u>製品カテゴリ</u>は、工業会等が会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、中小企業庁に対して登録申請を行い、中小企業庁が業所管省庁等と協議して認定を行う。その際、個々の製品カテゴリに対して工業会等において承認を受けた省力化指標（当該製品カテゴリが対象業種の業務領域においてどのような省力化効果を生み出すか、定量的な説明を行う指標）が策定される。</p> <p>(3) 省力化製品</p> <p>「省力化製品」とは、(4) <u>で</u>定義する省力化製品製造事業者が製造し、(5) <u>で</u>定義する省力化製品販売事業者が販売する、カタログに登録された汎用製品を指す。</p> <p>製品登録においては当該製品カテゴリの省力化指標を満たすか等を工業会等及び事務局が審査し、中小企業庁が承認した製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。</p> <p>(4) 省力化製品製造事業者</p> <p>「省力化製品製造事業者」（以下「製造事業者」という。）とは、中小企業等の人手不足解消に効果がある IoT、ロボット等の省力化製品を製造している事</p>	<p>(1) カタログの定義</p> <p>「カタログ」とは、本事業においては、中小企業等が簡易・迅速に導入できる汎用製品であって、従前と同等又はそれ以上の付加価値を産出するため投入する労働量を減少させることで人手不足の解消の効果をもたらす製品を、あらかじめ補助の対象として登録された製品のリストを指す。カタログは中小企業省力化投資補助金事務局（以下「事務局」という。）のホームページ等で公開されるものとする。</p> <p>(2) 製品カテゴリの定義</p> <p>「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され類似の効能を発揮する製品であり、その動作原理や外観、規模等において大きな差の無いものを総称するための分類を指す。</p> <p>工業会等が、会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、中小企業庁に対して、<u>製品カテゴリの</u>登録申請を行い、中小企業庁が業所管省庁等と協議して、<u>製品カテゴリの</u>認定を行う。また、製品カテゴリそれぞれにおいて、工業会等において承認を受けた省力化指標（当該製品カテゴリが対象業種の業務領域においてどのような省力化効果を生み出すか、定量的な説明を行う指標）が策定される。</p> <p>(3) 省力化製品の定義</p> <p>「省力化製品」とは、(4) <u>にて</u>定義する省力化製品製造事業者が製造し、(5) <u>にて</u>定義する省力化製品販売事業者が販売し、カタログに登録された汎用製品を指す。</p> <p>製品登録においては当該製品カテゴリの省力化指標を満たすか等を工業会等及び事務局において審査し、中小企業庁において承認された製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。</p> <p>(4) 省力化製品製造事業者の定義</p> <p>「省力化製品製造事業者」（以下「製造事業者」という。）とは、中小企業等の人手不足解消に効果がある IoT、ロボット等の省力化製品を製造している事</p>

る事業者又は国内における総代理店（日本国内における独占販売権を保持している事業者）として当該製品を扱う事業者を指す。

（5）省力化製品販売事業者

「省力化製品販売事業者」（以下「販売事業者」という。）とは、省力化製品の販売が可能であり、中小企業等と共同で本補助金を申請する事業者を指す。販売事業者として登録されるためには、事前に登録された省力化製品の販売、各種サポートを行える事業者として、事務局に登録申請を行い、事務局及び外部審査委員会による審査で採択される必要がある。また、販売事業者は、当該事業者が製品を提供する中小企業等と共同で本補助金の交付申請を行い、申請及び事業実施等に係る各種サポートを行う責務を有する。

（6）対象リース会社

公益社団法人リース事業協会（以下「（公社）リース事業協会」という。）の確認を受けて、中小企業等と共同で交付申請を行うリース会社を指す。ただし、販売事業者、過去に補助事業者となった者及び（公社）リース事業協会の確認が取り消された事業者は、対象リース会社となることはできない。

（7）補助事業者

本登録要領においては、「補助事業者」とは、省力化製品の導入により人手不足解消を目指す中小企業等であって、販売事業者と共同で本補助金の申請を行い、交付の対象となった事業者を指す。

（8）補助事業者等

「補助事業者等」とは、補助金交付の対象となった中小企業等、販売事業者及び対象リース会社を指す。

1-3 本事業の流れの概要

本事業においては、（1）製品カテゴリの登録、（2）省力化製品・製造事業者の登録、（3）販売事業者の登録、（4）補助事業の公募の4つの段階が存在し、それぞれにおいて公募が行われる。

（1）製品カテゴリの登録

事務局が製品カテゴリの募集を行う。このとき、工業会等が事務局に対して製品カテゴリの登録申請を行う。事務局から申請内容の報告を受け、中小企業庁が業所管省庁等と協議して製品カテゴリの審査を行う。同時に当該製品カテゴリにおける省力化基準の策定が行われる。その後、製品カテゴリ、当該製品カテゴリに属する省力化製品の審査を行う工業会等（審査担当工業会）及び当該製品カテゴリにおける省力化基準について、外部有識者を交えた第三者委員会での協議の後に、中小企業庁が認定を行う。これにより製品

業者又は国内における総代理店（日本国内における独占販売権を保持している事業者）として当該製品を扱う事業者を指す。

（5）省力化製品販売事業者の定義

「省力化製品販売事業者」（以下「販売事業者」という。）とは、省力化製品の販売が可能であり、中小企業等と共同で本補助金を申請する事業者を指す。販売事業者として登録されるためには、事前に登録された省力化製品の販売、各種サポートを行える事業者であるとして製造事業者の確認を受けた上で、事務局に登録申請を行い、事務局及び外部審査委員会による審査で採択される必要がある。また、販売事業者は、当該事業者が製品を提供する中小企業等と共同で本補助金の交付申請を行い、申請及び事業実施等に係る各種サポートを行う責務が生じる。

（6）対象リース会社の定義

（公益社団法人）リース事業協会（以下「（公社）リース事業協会」という。）の確認を受けて、中小企業等と共同で交付申請を行うリース会社のこと指す。ただし、販売事業者、過去に補助事業者となった者及び（公社）リース事業協会の確認取消を受けた事業者は、対象リース会社となることはできない。

（7）補助事業者の定義

本登録要領においては、「補助事業者」とは、省力化製品の導入により人手不足解消を目指す中小企業等であって、販売事業者と共同で本補助金の申請を行い、交付の対象となった事業者のことを指す。

（8）補助事業者等の定義

「補助事業者等」とは、補助金交付の対象となった中小企業等、販売事業者及び対象リース会社のことを指す。

1-3 事業の流れの概要

本募集においては、（1）製品カテゴリの創設、（2）省力化製品・製造事業者の登録、（3）販売事業者の登録、（4）補助事業の公募の大きく4つの段階が存在し、それぞれにおいて公募が行われる。

（1）製品カテゴリの創設

事務局にて製品カテゴリの募集を行う。このとき、工業会等が事務局に対して製品カテゴリの登録申請を行う。事務局から申請内容の報告を受け、中小企業庁は業所管省庁等と協議して製品カテゴリの審査を行う。同時に当該製品カテゴリにおける省力化基準の策定が行われる。その後、製品カテゴリ、当該製品カテゴリに属する省力化製品の審査を行う工業会等（審査担当工業会）及び当該製品カテゴリにおける省力化基準について、外部有識者を交えた第三者委員会での協議の後に中小企業庁にて認定を行う。これにより製品

カテゴリが登録され、それに属する省力化製品が以降の省力化製品公募における募集の対象となる。

(2) 省力化製品・製造事業者の登録

事前に登録された製品カテゴリに属するIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を、事務局が各製品メーカー等から募集する。登録申請の受付は、まず審査担当工業会が行い、申請のあった製品が当該製品カテゴリにおける承認された省力化基準を満たすか等を工業会等において審査する。

このとき、省力化製品の登録申請は、当該製品を製造する製品メーカー等から行われる。製品の審査と同時に、当該製品メーカー等が製造事業者としての要件を満たすかについても審査が行われ、要件を満たした製品メーカー等が製造する製品が省力化製品として認定される。

その後、事務局への登録申請を行った製品等が補助対象としてカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。

(3) 販売事業者の登録

事務局が省力化製品を取り扱う販売事業者を募集する。当該製品の販売を行う事業者であって、製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポートを行えると認定された事業者が販売事業者として登録される。なお、製造事業者が販売事業者を兼務することが可能である。

なお、販売事業者は中小企業等と共同で本事業への交付申請を行い、事業の実施について連帶して責任を負うものとする。

(4) 補助事業の公募

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、中小企業等及び販売事業者（対象リース会社との共同申請を行う場合は、中小企業等、販売事業者及び対象リース会社）が共同で行う補助事業の募集を行う。この公募で採択された事業者が補助事業者等となり、省力化への取り組みを行い、その実績報告を行ったものに対して補助金の支払いが行われる。

なお、補助事業者等は補助事業の終了後3年間効果報告を行う必要がある。また、補助事業によって取得した財産について適切な管理を続ける必要がある。

カテゴリが創設され、それに属する省力化製品は以降の省力化製品公募において募集の対象となる。

(2) 省力化製品・製造事業者の登録

事前に登録された製品カテゴリに該当するIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を、事務局にて各製品メーカー等から募集する。登録申請の受付は、まず審査担当工業会において行い、申請のあった製品が当該製品カテゴリにおける承認された省力化基準を満たすか等を工業会等において審査する。

このとき、省力化製品の申請は、当該製品を製造する製品メーカー等から行われる。製品の審査と同時に、当該製品メーカー等が製造事業者としての要件を満たすかについても審査が行われ、要件を満たした製品メーカー等が製造する製品が省力化製品として認定されることとなる。

その後、事務局への登録申請を行った製品等が補助対象としてカタログに登録されることになり、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。

(3) 販売事業者の登録

事務局にて省力化製品を取り扱う販売事業者を募集する。当該製品の販売を行う事業者であって、製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポートを行えると認定されたものが販売事業者として登録される。なお、製造事業者が販売事業者を兼務することが可能である。

なお、販売事業者は中小企業等と共同で本事業への交付申請を行うものとし、事業の実施について連帶して責任を負うものとする。

(4) 補助事業の公募

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）にて、中小企業等及び販売事業者（対象リース会社との共同申請を行う場合は、中小企業等、販売事業者及び対象リース会社）が共同で行う補助事業の募集を行う。この公募で採択された事業者が補助事業者等となり、省力化への取り組みを行い、その実績報告を行ったものに対して補助金の支払いが行われる。

なお、補助事業者等は補助事業の終了後3年間効果報告を行うほか、補助事業によって取得した財産について適切な管理を続ける必要がある。

1-4 公募受付期間・登録有効期間

本事業は、令和8年9月末頃までの間に補助事業の申請を受け付けるものとする。またカタログへの登録は、公募受付期間終了の半年前程度まで隨時行われるものとする。

登録された省力化製品、製造事業者及び販売事業者の登録有効期間は、令和

8年度末までとする。ただし、登録要件の改定が行われた際や登録更新が行われなかつた際は登録取消になる場合がある。

また、虚偽申請等の不正事由が判明した場合、省力化製品登録の内容に虚偽や実態との乖離が判明した場合、又は補助事業者に対する省力化への支援が不十分であった場合は、それらの登録を取消す場合がある。

2. 登録と事業実施の流れについて

2-1 販売事業者の登録手順

本補助金を用いて中小企業等に対して省力化製品の販売・提供を行うためには、販売事業者として事前登録する必要がある。事前登録された販売事業者は、中小企業等とともにカタログに登録された省力化製品を選択し、共同で補助金の交付申請を行う。事務局及び外部有識者委員会において申請内容の審査が行われ、登録された場合、販売事業者はカタログに掲載され、中小企業等が省力化製品の購入先として選択できるようになる。販売事業者として登録されて以降は、中小企業等に対する省力化製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポート、補助金の交付申請や実績報告等の各種手続きのサポート等の業務を行う必要がある。

販売事業者としての登録は製品カテゴリ毎に必要となる。なお、登録済の製品製造事業者が取り扱う製品で、同一カテゴリに属すると考えられる製品（省力化製品として登録されていないものでも可）の販売実績があれば、販売事業者として登録することが可能である（なお、中古品の販売実績は除く）。また、製造事業者が自ら製造する省力化製品を中小企業等に対して直販を行っており、その際に本補助金を活用しようとするときは、自社を販売事業者として登録することも可能である。

は、令和8年度末までとする。ただし、登録要件の改定が行われた際や登録更新が行われなかつた際は登録取消になる場合がある。

また、虚偽申請等不正事由、省力化製品登録の内容に虚偽や実態との乖離が判明した場合、又は補助事業者に対する省力化への支援が不十分であった場合はそれらの登録を取消す場合がある。

2. 登録と事業実施の流れについて

2-1 販売事業者の登録手順

本補助金を用いて中小企業等に対して省力化製品の販売・提供を行うためには、販売事業者として事前登録する必要がある。事前登録された販売事業者は、中小企業等とともにカタログに登録された省力化製品を選択し、共同で補助金の交付申請を行う。採択を受けた場合、販売事業者は、中小企業等に対する省力化製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポート、補助金の交付申請や実績報告等の各種手続きのサポート等の業務を行う必要がある。

なお、同一の販売事業者が複数の省力化製品に対して販売事業者として登録することが可能である。また、省力化製品製造事業者が自社を販売事業者として登録し中小企業等に省力化製品を直販することも可能である。

（1）省力化製品の販売事業者として登録する場合

省力化製品を取り扱い、中小企業等に対する省力化製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポート及び補助金の交付申請や実績報告等の内容確認等の各種申請サポートを行い、中小企業等と共同で交付申請できる事業者は、販売事業者として登録することができる。

登録の際には、取り扱う省力化製品の製造事業者から当該製品の販売店としての確認を受ける。確認を依頼された製造事業者は、自身が製造する省力化製品を販売する事業者であって、中小企業等に対する省力化製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポート及び補助金の交付申請や実績報告等の各種申請サポートができる事業者と認める場合に確認を行う。販売事業者としての登録には、当該確認を受けた上で、取り扱う製品の本体価格と導入経費（2-2を参照）と共に事務局へ登録申請を行う。

事務局及び外部有識者委員会において申請内容の審査を行い、販売事業者の要件を満たすと判断されたものがカタログに掲載され、中小企業等が省力化製品の購入先として選択できるようになる。

(2) 製造事業者が販売事業者として登録する場合

製造事業者が自ら製造する省力化製品を中小企業等に対して直販を行っており、その際に本補助金を活用しようとするときは、省力化製品の登録後に、販売事業者としての登録申請を行うことができる。

2-2 取り扱い製品の登録

販売事業者は、カタログに登録されている省力化製品の中から、自社で取り扱う省力化製品を選択する。この際、当該製品の過去の販売実績価格に基づき、当該製品の補助上限額を登録する（なお、中古品の販売実績は除く）。また、過去に販売した実績が無い製品についても取り扱い製品として選択が可能であるが、その場合は同一製造事業者が提供している他の製品（同一カテゴリに属すると考えられる製品であって、省力化製品として登録されていないものでも可）の販売実績を有することが必要であり、あらかじめ製品ごとに定められた補助上限額が適用される。

なお、導入・設定費用（申請額）に対する補助上限額は、各製品の補助上限額の2割までとなる。

※補助対象となる経費・補助対象外となる経費については公募要領を参照すること。

※周辺機器等の構成要素をパッケージとして含んで製品が登録されている場合、パッケージに含まれる各構成要素を取捨選択して交付申請することは認められず、製品登録された内容通りに全ての構成要素を含めて導入することが補助金交付の要件となる。製品登録・交付申請時の納品書等に記載の項目が、パッケージに含まれる各構成要素の品目名と一致すること。パッケージに含まれる全構成要素に対して財産処分の制限が及ぶことに留意すること。

※賃貸借契約により省力化製品を提供する場合の登録方法・注意事項については別紙を参照すること。

2-3 事業実施の流れと販売事業者の役割

(1)～(5) (略)

(6) 財産管理期間

補助事業により取得する資産については、その処分に制限が課されるため、補助事業の終了後及び効果報告期間の終了後であっても、処分制限期間を経過するまでの間は省力化製品の適切な管理を行う必要がある。販売事業者は、財産管理期間にかかる必要な対応について中小企業等に必要な説明を行う。（ただし、ファイナンス・リース取引を用いて省力化製品を導入してい

2-2 補助対象経費

販売事業者は、販売する省力化製品の販売価格及び導入・設定費用（販売事業者による想定価格）の価格を登録する。省力化製品の販売価格については、その省力化製品を製造する製造事業者が製品審査申請の際に登録した製品本体の想定小売価格が上限となる。また、導入・設定費用（販売事業者による想定価格）に関しては、製造事業者が登録した導入・設定費用（製造事業者による想定価格）の価格が上限となる。

なお、交付申請における導入・設定費用（申請額）は、導入・設定費用（販売事業者による想定価格）を上限に、かつ交付申請における製品本体価格（省力化製品の販売価格を上限とする）の2割までの金額が補助対象経費となる。

※補助対象となる経費・補助対象外となる経費については公募要領を参照すること。

※周辺機器等の構成要素をパッケージとして含んで製品が登録されている場合、パッケージに含まれる各構成要素を取捨選択して交付申請することは認められず、製品登録された内容通りに全ての構成要素を含めて導入することが補助金交付の要件となる。製品登録・交付申請時の納品書等に記載の項目が、パッケージに含まれる各構成要素の品目名と一致すること。パッケージに含まれる全構成要素に対して財産処分の制限が及ぶことに留意すること。

※賃貸借契約により省力化製品を提供する場合の登録方法・注意事項については別紙を参照すること。

2-3 事業実施の流れと販売事業者の役割

(1)～(5) (略)

(6) 財産管理期間

補助事業により取得する資産については、その処分に制限が課されるため、補助事業の終了後及び効果報告期間の終了後であっても、法定耐用年数を経過するまでの間は省力化製品の適切な管理を行う必要がある。販売事業者は、財産管理期間にかかる必要な対応について中小企業等に必要な説明を行う。（ただし、ファイナンス・リース取引を用いて省力化製品を導入している場合

る場合は、所有権を持つ対象リース会社が財産処分の申請及びそれに伴う納付を行う。)

3. 登録時の要件及び留意事項

3-1 販売事業者の要件

(1) 基本的事項

①～⑤ (略)

⑥中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、立入調査等を行うことがある。調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は登録が取り消されることに同意すること。

(2) (略)

(3) 供給・販売体制に関する事項

①販売しようとする省力化製品又はその製造事業者が製造する同一の製品カテゴリに属する製品を事業者へ提供・販売した実績を有していること。
②当該省力化製品について在庫が一定数確保されているなど、供給体制が整備されており、中小企業等に遅滞なく納入し、交付決定通知書に記載する日（交付決定日から原則12か月以内）までに実績報告ができること。
※ただし、賃貸借契約により省力化製品を提供する場合はこの限りではない（賃貸借契約による省力化製品の提供については、別紙参照）。

(4) サポート体制に関する事項

① (略)
②登録申請時において、上記を証明する資料を提供するとともに、処分制限期間内に運用障害等が発生した場合は保守・サポート等の支援を提供することを宣誓すること。
③効果報告時に、稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績が分かる資料を提出することを求める場合があることに同意すること。

は、所有権を持つ対象リース会社が財産処分の申請及びそれに伴う納付を行う。)

3. 登録時の要件及び留意事項

3-1 販売事業者の要件

(1) 基本的事項

①～⑤ (略)

⑥中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は登録の取消となることに同意すること。

(2) (略)

(3) 供給・販売体制に関する事項

①本事業の対象要件を満たす省力化製品を事業者へ提供・販売した実績を有していること。
②当該省力化製品について在庫が一定数確保されているなど、供給体制が整備されており、中小企業等に遅滞なく納入し、交付決定通知書に記載する日（交付決定日から原則12か月以内）までに実績報告ができること。
※ただし、賃貸借契約により省力化製品を提供する場合はこの限りではない（別紙参照）。

(4) サポート体制に関する事項

① (略)
②登録申請時において、上記を証明する資料を提供するとともに、耐用年数期間内に運用障害等が発生した場合は保守・サポート等の支援を提供することを宣誓すること。
③効果報告時ににおいて稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績が分かる資料を提出すること。

(5) 価格設定に関する事項

製品本体価格・導入費それぞれについて、2-2に記載する上限額以内で登録を行うこと。
※賃貸借契約により省力化製品を提供する場合は、借料についても登録を行うこと（別紙参照）。

(5) 事業実施に関する事項

- ①本事業の公募要領等に記載の内容を遵守すること。
- ②登録申請に必要な情報を入力し、添付資料（本要領「4-1 申請方法及び申請項目」参照）を必ず提出すること。
- ③本事業の各種手続きにおいて登録する情報及び連絡先メールアドレスは、虚偽なく正確な情報を提出し、変更や修正の必要性等が生じた場合は、速やかに情報変更の手続きを行うこと。また、変更が生じた場合や何らかの事由により販売事業者登録を取りやめる場合、事務局へ連絡し、指示を受けること。
- ④省力化製品の導入を検討する中小企業等からの問合せに対応する等、本事業ホームページや公募要領、各種手引き等を充分活用するとともに、事務局が実施する説明会や経済産業省及び中小機構等が関与する本事業関連施策に可能な限り連携し、補助事業の周知活動に取り組むこと。
- ⑤中小企業等に対し、本事業の公募要領、交付規程等に記載の内容を十分に説明し、理解を得た上で交付申請を行わせること。
- ⑥中小企業等に対する製品の販売価格は、交付申請時に申請した製品本体価格を超えることはできない。また、中小企業等に対する販売価格が一般的な市場価格と比較して著しく高額である場合など、妥当性について事務局から説明を求められた場合は、追加資料等により説明を行うこと。

⑦～⑨ (略)

⑩導入した製品の稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録が効果報告において必要となる場合があるため、これを製造事業者が保持している場合は、製造事業者から当該情報の共有を受けられるように事前の取り決めを両者で行うこと。

⑪～⑯ (略)

(6) 事業実施に関する事項

- ①取り扱う省力化製品を登録した製造事業者から、3-2 製造事業者から販売事業者登録の確認を受ける際の要件に記載された事項を全て満たすものとして確認を受けること。
- ②本事業の公募要領等に記載の内容を遵守すること。
- ③登録申請に必要な情報を入力し、添付資料（本要領「4-1 申請方法及び申請項目」参照）を必ず提出すること。
- ④本事業の各種手続きにおいて登録する情報及び連絡先メールアドレスは、虚偽なく正確な情報を提出し、変更や修正の必要性等が生じた場合は、速やかに情報変更の手続きを行うこと。また、変更が生じた場合や何らかの事由により販売事業者登録を取りやめる場合、事務局へ連絡し、指示を受けること。
- ⑤省力化製品の導入を検討する中小企業等からの問合せに対応する等、本事業ホームページや公募要領、各種手引き等を充分活用するとともに、事務局が実施する説明会や経済産業省及び中小機構等が関与する本事業関連施策に可能な限り連携し、補助事業の周知活動に取り組むこと。
- ⑥中小企業等に対し、本事業の公募要領、交付規程等に記載の内容を十分に説明し、理解を得た上で交付申請を行わせること。

⑦～⑨ (略)

⑩効果報告において必要となる、導入した製品の稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録を製造事業者が保持している場合は、製造事業者から当該情報の共有を受けられるように事前の取り決めを両者で行うこと。

⑪～⑯ (略)

3-2 製造事業者から販売事業者登録の確認を受ける際の要件

- 販売事業者登録を行おうとするとき、販売代理店等は製造事業者から以下要件について確認を受ける。その後、登録の案内が製造事業者から行われる。
- ①当該販売代理店等が省力化製品に類するサービスを提供・販売した実績を持ち、登録された省力化製品を提供できること。
 - ②当該販売代理店等が、販売事業者の要件及び宣誓事項の要件全てを満たしていること。
 - ③販売代理店等は、申請マイページ作成、各種申請及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われて

いることが明らかになった場合は交付決定の取消となる場合がある旨の説明を受け、同意すること。

④効果報告において販売事業者に提出が求められる導入した製品の稼働状況、保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録を製造事業者が保持している場合は、販売事業者が当該内容を事務局に報告できるよう、記録の共有を行うこと。また、その旨の取り決めを両者で行うこと。

3-2 留意事項

(1) 登録単位について

取り扱う製品の種類が複数の製品カテゴリにまたがる場合、販売事業者登録は各製品カテゴリに対して別々に行うこと。

(2) (略)

(3) 本事業ホームページへの掲載

登録された販売事業者の一部の情報は、省力化補助金事務局ホームページ内でのカタログに掲載されるとともに、省力化製品の検索に活用される。

(4) (略)

(5) 対象リース会社との共同申請について

(中略)

この際、販売事業者は対象リース会社と売買契約を結んだ後に、省力化製品を中小企業等へ納入し、対象リース会社に対しては物品借受証を提出して代金の支払いを受ける。なお省力化製品の納入後であっても、中小企業等に対する製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポートを実施すること。
※財産処分を行う場合には、その他の本補助金を用いて取得した資産と同様に、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、処分に係る補助金額を限度に返納すること。この際、返納は省力化製品の所有権を有する者（対象リース会社）が行うこととする。

※セール&リースバック取引や転リース取引、割賦契約は対象外とする。

4. 登録申請手続き

4-1 申請方法及び申請項目

登録申請は、事務局が開設する電子申請システムにて行う。この時、提出書類として下記資料を添付するほか、以下の事項について申請を行うものとす

3-3 留意事項

(1) 登録単位について

①複数の省力化製品を取り扱っている場合、販売事業者登録は各製品に対して別々に行うこと。

②製品本体価格と導入経費は、それぞれ個別の費用として登録を行うこと。

(2) (略)

(3) 本事業ホームページへの掲載

登録された販売事業者の一部の情報は、省力化補助金事務局ホームページ内でのカタログに掲載されるとともに、省力化製品検索に活用される。

(4) (略)

(5) 対象リース会社との共同申請について

(中略)

この際、販売事業者は対象リース会社と売買契約を結んだ後に、省力化製品を中小企業等へ納入し、対象リース会社に対しては物品借受証を提出して代金の支払いを受ける。なお省力化製品の納入後であっても、中小企業等に対する製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポートは実施すること。

※財産処分を行う場合には、その他の本補助金を用いて取得した資産と同様に、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、処分に係る補助金額を限度に返納すること。この際、返納は省力化製品の所有権を有するもの（対象リース会社）が行うこととする。

※セール&リースバック取引や転リース取引、割賦契約は対象外とする。

4. 登録申請手続き

4-1 申請方法及び申請項目

登録申請に当たっては、製造事業者からの確認を受けた上で、事務局が開設する電子申請システムにて申請を行う。この時、提出書類として下記資料を添

る。

※なお、賃貸借契約により省力化製品を提供する場合（別紙参照）は別途事務局が定める方法により申請を行うこと。

＜提出書類＞

- ・履歴事項全部証明書の写し（発行から3か月以内のもの）
- ・直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- ・税務署の発行する法人税の直近の納税証明書（その1又はその2）

※1期の決算を迎えた上で提出すること

・該当カテゴリにおける製造事業者の製品の販売実績証明書（納品書）

なお事務局より説明を求められた場合は、追加資料等により説明を行うこと。

＜入力事項＞

- ・販売事業者の基本情報（事業者名、所在地など）
- ・取り扱う省力化製品
- ・取り扱う省力化製品の販売実績（中古品を除く）※販売実績を有する場合
- ・取り扱う省力化製品本体の販売価格※販売実績を有する場合
- ・販売体制及びサポート体制（販売店所在地、営業エリアおよび製品に関するサポート提供がわかるもの）

4-2 申請期間

カタログに登録された省力化製品ごとに順次開始する。

別紙

賃貸借契約による省力化製品の提供

（中略）

⑤通常の販売契約による提供を行う場合と同様に、「2-3. 事業実施の流れと販売事業者の役割」、「3-1. (5) 事業実施に関する事項」、「3-2. 留意事項」に記載の事項を遵守すること。ただし、補助事業実施期間については交付決定日から原則として18か月となる（実際の期限については、交付決定通知書を確認すること）。

付するほか、以下の事項について申請を行うものとする。

※なお、賃貸借契約により省力化製品を提供する場合（別紙参照）は別途事務局が定める方法により申請を行うこと。

＜提出書類＞

- ・履歴事項全部証明書写し（発行から3か月以内のもの）
- ・直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- ・税務署の発行する法人税の直近の納税証明書（その1又はその2）

※1期の決算を迎えた上で提出すること

・省力化製品販売実績証明書（納品書）

なお事務局より説明を求められた場合は、追加資料等により説明を行うこと。

＜申請事項＞

- ・販売事業者の基本情報（事業者名、所在地など）
- ・取り扱う省力化製品
- ・製品本体の販売価格
- ・導入費
- ・省力化製品の販売実績
- ・販売体制及びサポート体制（販売店所在地、営業エリアおよび製品に関するサポート提供がわかるもの）

4-2 申請期間

カタログに登録された省力化製品ごとに順次開始する。詳細は本事業の事務局ホームページに掲載する。

別紙

賃貸借契約による省力化製品の提供

（中略）

⑤通常の販売契約による提供を行う場合と同様に、「2-3. 事業実施の流れと販売事業者の役割」、「3-1. (6) 遵守事項」、「3-3. 留意事項」に記載の事項を遵守すること。ただし、補助事業実施期間については交付決定日から原則として18か月となる（実際の期限については、交付決定通知書を確認すること）。